

広島県告示第九百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成十九年十月十八日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十月四日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道羽出庭向原線	安芸高田市向原町坂字大土山一九二七番一七地先から安芸高田市向原町坂字大土山一九二七番一七地先まで	平成一九年一〇月四日